

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明及免责声明等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅法律资讯](#)；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)；
- 您还可关注微信公众号“里兆法律资讯”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。



- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読、著作権声明及び免責声明等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[法律情報の受信](#)をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- WeChat 公式アカウント「里兆法律情報」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます(左のWeChat・QRコードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます)。

[illegible]

Issue 649・2019/10/09～2019/10/14

目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题,可返回目录。)

一、最新中国法令

- 国务院关于印发实施更大规模减税降费后调整中央与地方收入划分改革推进方案的通知..... 2
- 国家市场监督管理总局关于贯彻落实《国务院关于调整工业产品生产许可证管理目录加强事中事后监管的决定》有关事项的通知 2
- 财政部、国家税务总局关于明确生活性服务业增值税加计抵减政策的公告..... 3
- 天津市人民政府印发关于支持中国（天津）自由贸易试验区创新发展措施的通知
天津市人民政府办公厅关于印发中国（天津）自由贸易试验区创新发展行动方案的通知..... 3

二、最新资讯

- 国务院常务会议审议通过《优化营商环境条例(草案)》等..... 4

三、里兆解读

- 上海市政府关于促进跨国公司总部机构发展新政策的解读..... 5

四、近期热点话题..... 9

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、最新中国法令

- 更に大規模な減税、費用引き下げを実施後、中央政府と地方政府の収入配分を調整するための改革推進方案公布に関する国務院による通知.. 2
- 「工業製品生産許可証管理リストを調整し事中・事後の監督管理を強化することに関する国務院による決定」を貫徹することに関する国家市場監督管理総局による通知..... 2
- 生活サービス業の増値税加算控除政策の明確化に関する財政部、国家税務総局による公告. 3
- 中国(天津)自由貿易試験区のイノベーション発展を後押しするための措置公布に関する天津市人民政府による通知
中国(天津)自由貿易試験区のイノベーション発展行動方案公布に関する天津市人民政府并公庁による通知..... 3

二、新着情報

- 国務院常務會議において審議の上「ビジネス環境最適化条例(草案)」等が可決された..... 4

三、里兆解説

- 多国籍会社の本部機構の発展促進に関する上海市政府による新政策を読み解く..... 5

四、トピックス..... 9

一、最新中国法令

- 国务院关于印发实施更大规模减税降费后调整中央与地方收入划分改革推进方案的通知

【发布单位】国务院

【发布文号】国发〔2019〕21号

【发布日期】2019-10-09

【内容提要】该通知提出：

- 保持增值税“五五分享”比例稳定（即，中央分享增值税的50%、地方按税收缴纳地分享增值税的50%）。
- 调整完善增值税留抵退税分担机制，缓解部分地区留抵退税压力。
- 将部分在生产（进口）环节征收的现行消费税品目逐步后移至批发或零售环节征收。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-10/09/content_5437544.htm

- 国家市场监督管理总局关于贯彻落实《国务院关于调整工业产品生产许可证管理目录加强事中事后监管的决定》有关事项的通知

【发布单位】国家市场监督管理总局

【发布文号】国市监质监〔2019〕188号

【发布日期】2019-10-09

【内容提要】该通知要求：

- 落实工业产品生产许可证管理目录调整要求，强化落实企业主体责任。
- 对取消许可证管理产品，加强事中事后监管。
- 对保留许可证管理产品，优化监管。对于涉及产业政策的产品，要求严格审核企业提交的投资项目备案、核准等产业政策文件是否符合实施细则和总局文件要求；对于不符合要求的企业，一律不予受理。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/zljdj/201910/t20191009_307229.html

一、最新中国法令

- 更に大規模な減税、費用引き下げを実施後、中央政府と地方政府の収入配分を調整するための改革推進方案公布に関する国務院による通知

【発布機関】国務院

【発布番号】国発〔2019〕21号

【発布日】2019-10-09

【概要】本通知では以下の通り、提言している。

- 増値税について「中央50%と地方50%の配分」割合をこれまで通り維持する（即ち、中央政府は50%を共有し、地方政府は納税地に従い増値税の50%を共有する）。
- 増値税の控除留保税額の還付分担メカニズムを調整、整備し、一部地区における控除留保税額の還付負担を緩和させる。
- 生産（輸入）段階において徴収することになっている現行の消費税品目の一部について、徴収するタイミングを卸売若しくは小売段階へと後ろにずらして徴収するようにする。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-10/09/content_5437544.htm

- 「工業製品生産許可証管理リストを調整し事中・事後の監督管理を強化することに関する国務院による決定」を貫徹することに関する国家市場監督管理総局による通知

【発布機関】国家市場監督管理総局

【発布番号】国市監質監〔2019〕188号

【発布日】2019-10-09

【概要】本通知では以下の通り、要求している。

- 工業製品生産許可証管理リストを要求通りに調整し、企業の主体责任を強化する。
- 許可証管理取消対象製品に対する事中・事後の監督管理を強化する。
- 許可証管理が引続き実行される製品に対する監督管理体制を最適化する。産業政策の対象となる製品について、企業から提出された投資プロジェクトの届出、承認等産業政策文書は実施細則及び総局文書の要件に合致しているかどうかを厳格に審査しなければならない企業については一律受理しないものとする。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/zljdj/201910/t20191009_307229.html

● 财政部、国家税务总局关于明确生活性服务业增值税加计抵减政策的公告

【发布单位】财政部、国家税务总局
【发布文号】财政部、国家税务总局公告 2019 年第 87 号
【发布日期】2019-09-30
【内容提要】2019 年 10 月 01 日至 2021 年 12 月 31 日，允许生活性服务业纳税人按照当期可抵扣进项税额加计 15%，抵减应纳税额。
【备 注】生活性服务业纳税人，是指提供生活服务取得的销售额占全部销售额的比重超过 50%的纳税人。生活服务是指为满足城乡居民日常生活需求提供的各类服务活动，包括文化体育服务、教育医疗服务、旅游娱乐服务、餐饮住宿服务、居民日常服务和其他生活服务，具体范围按照《销售服务、无形资产、不动产注释》（财税〔2016〕36 号印发）执行。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengqefabu/201909/t20190930_3396184.html

● 天津市人民政府印发关于支持中国（天津）自由贸易试验区创新发展措施的通知
天津市人民政府办公厅关于印发中国（天津）自由贸易试验区创新发展行动方案的通知

【发布单位】天津市人民政府
【发布文号】津政发〔2019〕27 号、津政办发〔2019〕37 号
【发布日期】2019-09-30
【内容提要】两文件提出推动前沿技术和新兴产业创新、推进投资自由化改革、支持贸易自由化探索、赋予自贸试验区更大改革创新自主权等内容。率先推动金融服务、航运服务、商贸服务、专业服务现代服务产业和飞机、船舶、汽车、高端装备等先进制造业领域的开放。

【法令全文】请点击以下网址查看：
津政发〔2019〕27 号
http://gk.tj.gov.cn/gkml/000125014/201910/t20191009_85029.shtml
津政办发〔2019〕37 号
http://gk.tj.gov.cn/gkml/000125022/201910/t20191009_85030.shtml

● 生活サービス業の増値税加算控除政策の明確化に関する財政部、国家税務総局による公告

【発布機関】財政部、国家税務総局
【発布番号】財政部、国家税務総局公告 2019 年第 87 号
【発 布 日】2019-09-30
【概 要】2019 年 10 月 01 日から 2021 年 12 月 31 日までの期間において、生活サービス業の納税者が当期に控除可能な仕入れ税額に 15%を加算して、納付税額から控除することを認める。
【備 考】生活サービス業納税者とは、生活サービスの提供によって取得した売上高の全売上高に占める割合が 50%を超えている納税者を指す。生活サービスとは都市・農村部の居住者の日常生活上のニーズを満たすために提供する各種サービス活動を指し、これには文化スポーツサービス、教育医療サービス、観光娯楽サービス、飲食・宿泊サービス、居住者日常サービス及びその他生活サービスが含まれるが、具体的範囲は「サービス、無形資産、不動産販売に関する注釈」（财税〔2016〕36 号印刷配布）に従い取り扱う。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengqefabu/201909/t20190930_3396184.html

● 中国（天津）自由貿易試験区のイノベーション発展を後押しするための措置公布に関する天津市人民政府による通知
中国（天津）自由貿易試験区のイノベーション発展行動方案公布に関する天津市人民政府办公厅による通知

【発布機関】天津市人民政府
【発布番号】津政発〔2019〕27 号、津政弁発〔2019〕37 号
【発 布 日】2019-09-30
【概 要】両文書では先端技術及び新興産業によるイノベーション、投資自由化改革の推進、貿易自由化を後押しするための措置を検討すること、自由貿易試験区に改革刷新を自主的に進めて行くための権限をこれまで以上に与える等の内容について提言している。また、金融サービス、水上運輸サービス、商業貿易サービス、専門サービス等現代サービス業及び航空機、船舶、自動車、ハイエンド設備等先進製造業分野における対外開放を先行して推進するとしている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
津政発〔2019〕27 号
http://gk.tj.gov.cn/gkml/000125014/201910/t20191009_85029.shtml
津政弁発〔2019〕37 号
http://gk.tj.gov.cn/gkml/000125022/201910/t20191009_85030.shtml

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

- 国务院常务会议审议通过《优化营商环境条例（草案）》等

日前召开的国务院常务会议，审议通过《优化营商环境条例（草案）》，将近年来“放管服”改革中行之有效的经验做法上升为法规，并对标国际先进水平，确立对内外资企业等各类市场主体一视同仁的营商环境基本制度规范。

更大力度放权
▪ 持续放宽市场准入，实行全国统一的市场准入负面清单制度，推进“证照分离”，压减企业开办和注销手续。 ▪ 进一步精简行政许可和审批，对确需保留的许可、证明等事项推行告知承诺制。
规范和创新监管执法
▪ 除直接涉及公共安全和群众生命健康等特殊行业、重点领域外，其余实行“双随机、一公开”监管。 ▪ 推行“互联网+监管”。 ▪ 对新兴产业实行包容审慎监管。
加强市场主体保护
▪ 依法保护市场主体经营自主权和企业经营者人身财产安全，严禁违反法定权限、程序对市场主体和经营者个人的财产实施查封、扣押等行政强制措施。 ▪ 建立健全知识产权侵权惩罚性赔偿制度和维权援助等机制。
突出政务公开透明
▪ 推进政务服务事项无差别受理、同标准办理。
严格责任追究
▪ 对政府及其工作人员相关违法违规和不作为乱作为行为、公用企事业单位乱收费、行业协会商会及中介服务机构违法评比认证和强制市场主体接受中介服务等，要依法追责。

（里兆律师事务所 2019 年 10 月 11 日编写）

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

- 国务院常务会议において審議の上「ビジネス環境最適化条例（草案）」等が可決された

先頃開催された国务院常务会议において審議の上、「ビジネス環境最適化条例（草案）」が可決され、ここ数年、「行政の簡素化と権限委譲、規制緩和と管理強化の両立、行政サービスの最適化」改革において効果のあった実績・手法を法規化し、世界先進水準を基準として、国内資本・外資企業等各種事業者を同一扱いするビジネス環境を創出するための基本制度・ルールを確立して行くことが決定された。

権限委譲を更に強化する
▪ 市場参入規制を引続き緩和し、全国統一の市場参入ネガティブリスト制度を実行し、「許可証・証書分離」改革を推進し、企業創設及び登録抹消手続きを簡素化する。 ▪ 行政許可及び審査許可手続きを更に簡素化し、残しておく必要が確にある許可、証明等事項に対しては告知承諾制を推進する。
監督管理法執行を規範化し刷新する
▪ 公共の安全及び一般大衆の生命・健康等に直接関わる特別な業種、重点分野を除き、他の分野に対して「二重の無作為抽出検査を実施し、抽出検査過程及び処理結果を公開する」監督管理を実行する。 ▪ 「インターネット+監督管理」制度を推進する。 ▪ 新興産業に対して寛容さと慎重さを兼ね持つ監督管理を実行する。
事業者に対する保護を強化する
▪ 事業者の経営自主権及び企業経営者の人身財産の安全を法に依拠し保護し、法定の権限、手続きに違反し事業者及び経営者個人の財産に対して差押、押収等行政強制措置を講じることが厳禁する。 ▪ 知的財産権侵害に対する懲罰的賠償制度及び権益擁護・支援等体制を構築し健全化する。
行政サービス上の公開及び透明性を強化する
▪ 行政サービス事項を公平に受付け、同一基準で取り扱うようにする。
責任を厳格に追及する
▪ 政府及びその職員による違法・反則行為、不作為、無法な行為、公共事業体による法外な費用徴収、業種協会商会及び仲介サービス機関による違法な評価認証行為、事業者による仲介サービスを受け入れるよう強要する等といった行為に対して法に依拠し責任を追及する。

（里兆法律事務所が 2019 年 10 月 11 日付で作成）

三、里兆解读

● 上海市政府关于促进跨国公司总部机构发展新政策的解读

2019年07月25日,上海市政府出台《促进跨国公司地区总部发展的若干意见》(以下简称“《意见》”),优化了跨国公司地区总部¹和跨国公司总部型机构²(以下合并简称“总部机构”)的认定条件。同日,出台修订后的《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》(以下简称“《规定》”),对总部机构的认定条件及操作细则进行了调整。本文就此进行解读。

一、出台背景

自2002年在全国率先推出鼓励跨国公司设立总部机构的政策以来,上海吸引跨国公司设立总部机构已超过700家。根据2018年外商投资企业年报数据,跨国公司总部机构以占全市外资企业1.34%的企业数,贡献了10%的营业收入、17%的利润总额、12%的纳税总额和超过6%的从业人数。

总部机构有着投资、资金运作与结算、采购与销售、研发、人力资源、物流分拨、运营管理等功能。而总部机构在实际履行职能时,往往会受到相关政策的限制。比如沉淀在自由贸易账户中的资金能参与的银行理财、债券回购等投资类交易品种较少,企业资金使用效率低下等。

此次出台《意见》和《规定》,一方面是为了满足近年来总部机构越来越多的业务重组、新业务拓展等要求,另一方面是关注到当下跨国公司的运营模式不断变化,原总部机构的认定标准难以适应跨国公司发展新趋势的问题,如互联网等新兴领域跨国公司的轻资产化难以符合原认定标准中关于母公司总资产的要求。

二、政策变化

(一) 放宽总部机构认定条件

¹ 指在境外注册的母公司在上海市设立,以投资或授权形式对在一个国家以上区域内的企业履行管理和服务职能的唯一总机构。设立地区总部须以投资型公司、管理型公司等具有独立法人资格的企业组织形式。

² 国外に登録した親会社が上海市に設立し、投資又は授權という形式をもって、一国家以上の区域内の企業に対し、管理及びサービス職能を履行する唯一の本部をいう。地域本部を設立するには、投資型会社、管理型会社等の独立法人資格を有する企業組織形態をとらなければならない。

³ 指未达到地区总部标准,但实际承担境外注册的母公司在在一个国家以上区域内的管理决策、资金管理、采购、销售、物流、结算、研发、培训等支持服务中多项职能的外商投资企业(含分支机构)。

⁴ 地域本部としての基準は満たしていないが、国外に登録した親会社の一国家以上の区域内の管理意思決定、資金管理、仕入、販売、物流、決済、研究開発、研修等の支援サービスにおける複数職能を実際に負う外商投资企业(分支機構を含む)をいう。

三、里兆解説

● 多国籍会社の本部機構の発展促進に関する上海市政府による新政策を読み解く

2019年7月25日、上海市政府は「多国籍会社の地域本部の発展促進に関する若干意见」(以下「『意見』」という)を公布し、多国籍会社の地域本部¹及び多国籍会社の本部型機構²(以下「本部機構」と総称する)の認定条件を見直した。同日、改正後の「多国籍会社の地域本部の設立奨励に関する上海市の規定」(以下「『規定』」という)が公布され、本部機構の認定条件及び取扱細則が調整された。本稿ではこれらについて読み解く。

一、制定に至った背景

2002年に全国に先駆けて多国籍会社の本部機構の設立奨励に関する政策を公布して以来、上海が誘致した多国籍会社の本部機構はすでに700社を超えている。2018年の外商投资企业年度報告書のデータによると、多国籍会社の本部機構は上海市外資企業数のうちの1.34%を占めており、営業収益では10%、利益総額では17%、納税総額では12%、そして、従業員数では6%強という貢献をしている。

本部機構は、投資、資金運用及び決済、調達及び販売、研究開発、人的資源、物流配送、運営管理等の機能を有する。また、本部機構がその職能を実際に果たす際には、係る政策に制限されることも珍しくない。例えば、自由貿易口座に積み立てておいた資金を活用し購入できる銀行の金融商品、債券買戻といった投資類取引品目が少なく、企業の資金使用効率を引き下げている等である。

今回、「意見」及び「規定」が公布されたのは、ひとつには、近年、本部機構により行われるますます多くの事業再編、新規業務拡張等のニーズに応えるためであり、そして、もうひとつには、例えば、インターネット等の新興分野における多国籍会社の資産圧縮化に伴い、旧認定基準における親会社の総資産要件を満たすのが難しくなっている等、多国籍会社の運営パターンが絶えず変化し続けていることにより、本部機構の旧認定基準では多国籍会社の新たな発展の趨勢に適応することが難しくなっていることが重視されたためである。

二、政策の変化

(一) 本部機構の認定条件の緩和

1. 从三方面优化了跨国公司总部机构认定标准：

- 将地区总部母公司总资产要求由4亿美元放宽至2亿美元，将总部型机构母公司总资产要求由2亿美元放宽至1亿美元；
- 取消地区总部母公司实缴注册资本和地区总部被授权管理机构数量的要求，取消总部型机构母公司在华投资企业数量的要求；
- 取消地区总部和总部型机构须为外商独资企业的限制。

2. 地区总部和总部型机构认定具体条件如下（自2019年09月01日起施行）：

地区总部	总部型机构
▪ 为具有独立法人资格的外商投资企业； ▪ 母公司的资产总额不低于2亿美元； ▪ 经母公司授权，承担在一个国家以上区域内的管理决策、资金管理、采购、销售、物流、结算、研发、培训等总部功能； ▪ 注册资本不低于200万美元； ▪ 基本符合前述条件，并为所在地区经济发展做出突出贡献的，可酌情考虑认定。	▪ 为具有独立法人资格的外商投资企业或其分支机构； ▪ 母公司的资产总额不低于1亿美元； ▪ 经母公司授权，承担在一个国家以上区域内的管理决策、资金管理、采购、销售、物流、结算、研发、培训等总部功能； ▪ 注册资本不低于100万美元，如以分支机构形式设立的，总公司拨付的运营资金应不低于100万美元。

(二) 便利总部机构功能

《意见》分别从提高投资便利度、提高资金使用自由度和便利度、提高贸易和物流便利化、提高研发便利化四个方面，提出了多项举措，例如：

- 支持总部机构参与集团重组
- 便利总部机构境内外资金运营管理

1. 3つの方面から多国籍会社の本部機構の認定基準が緩和された。

- 地域本部の親会社の総資産要件が4億米ドルから2億米ドルへと緩和され、本部型機構の親会社の総資産要件は2億米ドルから1億米ドルへと緩和された。
- 地域本部の親会社による登録資本金の払込み及び地域本部の被授權管理機構の数に関する要件が撤廃され、本部型機構の親会社の中国における投資先企業の数に関する要件が撤廃された。
- 地域本部及び本部型機構は外商独資企業でなければならないとする制限が撤廃された。

2. 地域本部及び本部型機構の認定条件（2019年9月1日から施行）は、具体的に以下の通りである。

地域本部	本部型機構
▪ 独立した法人資格を有する外商投資企業であること。 ▪ 親会社の資産総額が2億米ドルを下回らないこと。 ▪ 親会社の授權により、1か国以上の区域におけるマネジメント上の意思決定、資金管理、調達、販売、物流、決済、研究開発、トレーニング等の本部機能を有すること。 ▪ 登録資本金が200万米ドルを下回らないこと。 ▪ 前述した条件をほぼ満たしており、また所在地の経済発展に大きく貢献した場合、情状を酌量して認定することが考えられる。	▪ 独立した法人資格を有する外商投資企業又はその分支機構であること。 ▪ 親会社の資産総額が1億米ドルを下回らないこと。 ▪ 親会社の授權により、1か国以上の区域におけるマネジメント上の意思決定、資金管理、調達、販売、物流、決済、研究開発、トレーニング等の本部機能を有すること。 ▪ 登録資本金が100万米ドルを下回らないこと。分支機構の形式で設立する場合は、本社から割り当てられる運転資金が100万米ドルを下回らないこと。

(二) 本部機構としての機能の利便化

「意見」は、投資上の利便性の向上、資金運用面での自由度と利便性の向上、貿易及び物流の利便性の向上、研究開発の利便性の向上という4つの方面からいくつもの措置を提起している。例えば、以下のものがある。

- 本部機構のグループ再編への参加を後押しすること。
- 本部機構の国内、国外における資金運用管理

- 在跨境资金池业务下开展全币种跨境收付
- 支持总部机构开展离岸转手买卖
- 试点连锁企业“一照多址”
- 支持总部机构开展关税保证保险、促进研发试验用材料进出口便利化

(三) 加大配套保障建设

《意见》从家政服务、医疗服务与保险、外籍人员子女教育三个方面进一步加强对总部机构功能的配套保障。例如：

- 总部机构高级管理人员聘雇的家政服务人员可办理私人事务类居留证件
- 鼓励医疗机构与国际保险机构合作，便利医疗保险结算
- 鼓励优质外籍子女学校进行布点、扩大规模

三、政策影响

(一) 跨国公司设立总部机构门槛降低

1. 总部机构有关母公司资产总额的认定门槛大幅度放宽，对于行业巨头以外的成长性企业，即目前规模不大、但具备行业潜力的企业来说，条件适当宽松，有利于成功认定并在上海落户发展。从顺应跨国公司轻资产发展趋势来看，可以吸引服务业和新业态跨国公司设立总部机构。
2. 取消对管理机构数量和在华投资企业数量的要求，对因行业特点（如建筑设计服务业）设立的独立法人机构较少、难以达到原先认定标准中关于管理机构数量的要求的跨国公司，有利于其进行总部机构的认定。
3. 取消“外商独资企业”的限制，符合中国企业特别是民营企业的发展需要。目前，跨国公司与中国企业合作的意愿加强，取消总部机构必须是独资企业这一限制可以促进总部经济多元化发展。同时，对于有改制上市需求的总部机构而言，取消“外商独资企业”的限制有利于其发展壮大。

面での利便性を向上させること。

- クロスボーダー資金プール業務において全通貨クロスボーダー決済を実施すること。
- 本部機構によるオフショア転売業務の実施を後押しすること。
- チェーン展開する企業向けの「一つの営業許可証に複数経営場所の住所登録」の取り組みを進めること。
- 本部機構による関税保証保険の加入を後押しし、研究開発試験用材料の輸出入の利便性向上を促進すること。

(三) 関連する保障措置の強化

「意見」は、ホームヘルプサービス、医療サービス及び保険、外国籍人員の子女教育という 3 つの方面から、本部機構の機能に対する保障措置をさらに強化した。例えば、以下の通りである。

- 本部機構の高級管理職により雇用されるホームヘルパースタッフは私的事務類の居留証手続きを行うことができる。
- 医療機構と国際保険機構との連携を奨励し、医療保険精算の利便性を図る。
- 良質な外国籍子女学校の設置、規模拡大を奨励する。

三、政策による影響

(一) 多国籍会社の本部機構を設立するためのハードルを引き下げた

1. 本部機構の親会社資産総額に関する認定ハードルが大幅に緩和され、業界大手以外の成長企業（即ち、当面の規模はそれほど大きくないが、業界での潜在的可能性のある企業）にとっては、要件が適度に緩和されることで、認定を受け上海へ進出し発展するうえで有利である。多国籍会社の資産圧縮化の発展趨勢に応えるという視点からみると、サービス業及び新業態の多国籍会社が本部機構を設立するよう誘致することが考えられる。
2. 管理機構の数及び中国における投資先企業の数に関する要求を撤廃し、業種の特徴から（例えば、建築設計サービス業）設立した独立法人機構が少なく、旧認定基準における管理機構の数に関する要件を満たすことが難しい多国籍会社にとっては、本部機構の認定を受けるうえで有利である。
3. 「外商独資企業」の制限を撤廃することは、中国企業、とりわけ民営企業の発展のニーズに適合する。現在、多国籍会社と中国企業とが提携しようという意志は高まっており、本部機構は必ず独資企業でなければならないという制限を撤廃することで、本部経済の多角的発展を推し進めることができる。また同時に、会社形態を変更し上場しようという本部機構にとっては、「外商独資企業」という制限の撤廃は、その発展や規模拡大において有利である。

(二) 税收政策有望优惠

《意见》指出，支持总部机构参与集团重组，为涉及总部机构的企业重组提供便利措施，由市税务局、市财政局负责具体落实。按照现行税务法规，对于符合条件的重组可以适用特殊性税务处理，即暂不确认所得，企业所得税做递延处理。此次为总部机构重组提供便利，可以期待为放宽特殊性重组的条件，或是提供税务管理程序上的便利，但最终优惠有待后续政策细节的出台。

(三) 资金管理得以完善

《意见》提出 13 条措施致力于提高跨国公司资金使用自由度和便利度。从便利境内外资金运营管理出发，通过支持在跨境资金池业务下开展本外币全币种跨境收付、进行经常项目跨境收付，取消跨境资金池业务合作银行、国内资金主账户数量限制等举措，实现“跨国公司内部资金打通、境内与境外资金打通、经常与资本资金打通、人民币与外币资金打通”。

(四) 贸易与物流便利化

《意见》提出的“一照多址”，将分支机构设立登记简化为经营场所备案。今后在上海市范围内开办连锁店，只需要一个执照，其余门店进行备案即可。

《意见》提出，推进海关面向总部机构实施注册登记、通关、减免税、保税等业务“一站式”办理，对于生产和出口活动频繁的跨国公司而言，清关速度的提高将大大提升公司的竞争力。

(五) 研发便利化进一步加强

针对研发型企业关注的研发用材料进出口、人才、知识产权保护等问题分别提出相应措施。比如研发人员可以享受总部机构的人才政策，易被侵权的涉外高知名度商标可被纳入上海市重点商标保护名录、获取相应保护等。

(六) 总部机构功能配套保障

在总部机构功能的配套方面，增加发展外籍人员子女国际教育、增强涉外医疗服务能力、便利总部机构高管人员聘雇的外籍家政服务人员进出境的措施，进一步便利总部机构外籍人员和高管人员的

(二) 税收政策的优惠措施が期待される

「意見」によると、本部機構がグループ再編に参加することを後押しし、本部機構に係る企業再編において利便化措置を提供し、上海市税务局、上海市财政局がこれを具体的に実施するとされている。現行する税務法規では、条件を満たす再編の場合、特別税務処理の適用が可能であり、即ち、ひとまず所得額を確定することなく、企業所得税の繰り延べ処理が認められる。今回、本部機構の再編に利便性を与えることで、特別再編の条件を緩和し、又は税務管理手順上の利便性の向上が期待される。なお、最終的な優遇措置は、今後の具体的な政策次第である。

(三) 資金管理を一層整備する

「意見」では、多国籍会社資金運用の自由度及び利便性の向上に取り組むための 13 条の措置を提起している。国内及び国外の資金運用管理に利便性を提供することを目的とし、クロスボーダー資金プール業務における人民元対外貨のクロスボーダー決済、経常項目のクロスボーダー決済の実施を後押しし、クロスボーダー資金プール業務提携銀行、国内資金主要口座数の制限等の措置を撤廃し、「多国籍会社の内部資金の融通、国内と国外間の資金の融通、経常資金と資本資金間の融通、人民元と外貨資金間の融通」を実現させるとしている。

(四) 貿易及び物流の利便化

「意見」に記載される「一つの営業許可証に複数経営場所の住所登録」制度では、分支機構の設立登記を経営場所での届出へと簡素化した。今後、上海市の範囲内でチェーン拠点を設置する場合、営業許可証が1つありさえすれば、他の店舗は届出手続きを行うだけでよい。

「意見」では、税関が多国籍会社の本部機構向けに登録登記、通関、减免税、保税等の業務を扱い、「ワンストップ化」による対応を推し進めるよう提起しており、生産及び輸出業務を頻繁に取り扱う多国籍会社にとっては、通関手続きが加速化されることにより、会社の競争力を大いに高められる。

(五) 研究開発の利便性を一層強化する

研究開発型企業が注目する研究開発用材料の輸出入、人材、知的財産権保護等の問題についてそれぞれ措置が打ち出された。例えば、研究開発人員は、本部機構における人材政策を享受することができ、また、権利を侵害されやすい知名度の高い渉外商標は上海市重点商標保護リストに掲載され、相応の保護が受けられる等である。

(六) 本部機構の機能に付帯される保障

本部機構の機能に付帯する措置として、外国籍人員の子の国際教育の発展、涉外医療サービス能力の向上、本部機構の高級管理職が雇う外国籍ホームヘルパーの出入国面での利便性を提供する措置を追加し、本

生活。

四、结语

上海市政府关于促进跨国公司总部机构发展的新政策，清晰地传达出了政府重视跨国公司总部机构经济发展、并希望通过促进营商环境便利化来推动总部机构功能集聚与发挥的信号。其最大特色在于，不仅通过放宽认定条件来吸引新的总部机构的设立，而且对于目前已有的、认定成功的总部机构，也从投资便利度、资金使用自由度和便利度、贸易和物流便利化、研发便利化等方面进行了一系列政策突破，对进一步吸引和鼓励跨国公司在沪设立总部机构、集聚资源拓展功能，促进上海经济高质量发展起到积极作用。

相关措施的落实还有待于各主管部门的具体指引出台，建议继续关注。

（里兆律师事务所 2019 年 10 月 11 日编写）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 《中日社会保障协定》对在中国工作的日籍人员的影响

部機構の外国籍人員及び高級管理職に対し生活面における一層の利便性を提供する。

四、終わりに

多国籍会社の本部機構の発展促進に関する上海市政府の新政策は、政府が多国籍会社の本部機構による経済発展を重要視し、且つビジネス環境の利便性を促すことにより本部機構の機能の集約と実現を進めたいという合図を明確に発信している。その最も大きな特色は、認定要件を緩和することで、新たな本部機構の設立を誘致するだけでなく、現在既存の、認定を受けた本部機構に対しても投資の利便性、資金運用面での自由度及び利便性、貿易及び物流の利便性、研究開発の利便性向上といった方面から、一連の革新的な政策を打ち出し、多国籍会社が上海に本部機構を設立し、資源開拓機能を集約するようさらに誘致し、奨励し、上海経済の高度な発展を推し進めるうえで積極的な役割を果たすものである。

関連措置の実施においては、今後、各主管部門から具体的なガイドラインが公布される必要があり、引き続き注意を払っていきたい。

（里兆法律事務所が 2019 年 10 月 11 日付で作成）

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 「日中社会保障協定」が中国で就労する日本国籍人員に及ぼす影響